第16日

平成26年6月27日(金)

午前10時零分開議

○議長(手嶋源五君) おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第41号議案ほか4件を議題とし、総務文 教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

〇総務文教常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第41号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第41号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、平成26年4月1日から消防団員の退職報償金の額を改定する必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、昨年12月に成立しました消防団を中核とした地域防災力の 充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、平成26年4月1日から、 消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払い額をおお むね5万円増額するとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてであります。 本案は、平成22年度から平成27年度までの6年間で進められている朝倉市過疎地域自立 促進計画(杷木地域)を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項に おいて準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、現在、杷木地域において児童生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進み、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営においてさまざまな影響が危惧されることから、4小学校の統合・新設事業が計画されており、過疎計画事業に校舎、屋内運動場、プール等の施設整備事業を追加するものです。

今回、過疎計画に追加することにより、これらの事業に対し、過疎対策事業債が活用で

きるとのことであります。

本委員会といたしましては、過疎対策事業債は事業費の市負担分の100%を充当することができ、そのうち70%が後年度、普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が30%となるなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財政措置であるものの、過疎計画事業については、今後も朝倉市総合計画基本構想、基本計画に基づいた事業の実施となることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第43号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、佐田辺地における平成24年度から26年度までの辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

本案は、辺地総合整備計画のうち、佐田辺地の整備計画に新たに観光・レクリエーション施設整備事業を加え、当該辺地の基幹産業である林業を振興するとともに、地域の活性化を図るため、都市圏住民との交流拠点施設となる木工体験施設を整備し、あわせて、その計画期間を平成24年度から平成26年度までの3年間を、平成24年度から平成28年度までの5年間に2年間延長しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、この事業は佐田辺地区域内の高木清流館の木工体験作業場を拡幅し、あわせて研修室を設けるもので、小石原川ダム建設に係る地域新興事業の1つとして実施するもので、今回、辺地計画に追加することにより、この事業に対し辺地対策事業債が活用できるとのことであります。

本委員会といたしましては、辺地対策事業債は事業費の市負担分の100%を充当することができ、そのうち80%が後年度、普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が20%となるなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財源措置であること、今回の事業が高木地域の活性化に資する事業であること、また、市においても交流人口の増が見込まれることなどから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更についてであります。

本案は、甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画を変更するに当たり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求められているものであります。 執行部の説明によりますと、平成17年3月に策定した新市建設計画に基づき、合併特例 債を起こすことができる期間が、東日本大震災の影響により合併後10カ年から合併後15カ年に延長されたことから、朝倉市においても計画の終期を平成27年度から平成32年度まで5カ年間延長するものです。

また、計画の公共的施設の適正配置と整備についての基本方針中、新市の主たる事務所、

いわゆる「市役所本庁舎の整備について建設を検討します」の文言を「施設の整備を行います」と変更することにより、市役所本庁舎の施設整備事業に対し、合併特例債が活用できるとのことであります。

本委員会といたしましては、計画期間の延長はもとより、市役所本庁舎の施設整備は防災拠点施設としての機能の面からも大変重要であり、また、合併特例事業債は事業費の市負担分の95%を充当することができ、そのうち70%が後年度、普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が約3分の1となるなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財源措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第47号議案交通事故による損害賠償について(消防防災課)であります。

本案は、公務遂行中に発生した交通事故により相手側の受けた損害を賠償するに当たり、 その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方 自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、平成26年4月15日午後10時ごろ、朝倉市消防団第8分団団員が、比良松中学校でのポンプ操法練習終了後に消防ポンプ自動車をグラウンドから出し、中学校の校門を閉めようと停車したところ、最後尾の車の車体の全部がまだ校門を出ていなかったため、再度消防ポンプ車を前進させようとしたところ、ギア操作を誤り、バックギアに入れたため、すぐ後ろに停車していた軽トラックに衝突したとのことであります。

委員会審査におきましては、今回の事故は、前進と後進、バックの運転を間違えたことが原因によるもので、通常では考えられない事故であると執行部にただしたところであります。

執行部の説明によりますと、今回の事故の原因は、消防ポンプ自動車のギアのシフトパターンが普通の自動車とは異なり、通常、前進の際に使用する1速のギアの位置に後進、バックギアが配置されていたことから生じた事故であり、とっさの動作が誤って事故を引き起こしたものであるとのことです。

本委員会といたしましては、通常の運転とは差異があったこと、また、4月の年度当初で団員の入れかわり時期であったことなどが重なって起きた事故であるものの、今後、運転初任者が消防ポンプ車を運転する際は、特にベテランの団員が同乗し指導を行うことや、日ごろの訓練、点検時から運転指導を徹底していくなどを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長(手嶋源五君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇)

〇議長(手嶋源五君) それでは、第41号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の 支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御 意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更についてを議題とし、 討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とし、討論を行います。 御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決 されました。

次に、第44号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案交通事故による損害賠償について(消防防災課)を議題とし、討論を 行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第30号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

○環境民生常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第30号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第30号議案専決処分について、朝倉市条例の一部を改正する条例の制定について であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、主な改正内容といたしましては、法人市民税では、市域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税、法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に改正、引き下げ相当分を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とするもので、平成26年10月1日から施行。

軽自動車税では、標準税率の引き上げにあわせた改正で、原動機付自転車、二輪車の軽自動車、二輪の小型自動車は現行の約1.5倍に引き上げ、引き上げ後の額が2,000円に満たない場合は2,000円とするもの。三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、自家用乗用車は現行の1.5倍に、その他は約1.25倍に引き上げるもので、それぞれ平成27年4月1日施行。三輪以上の軽自動車で、新規検査から13年を経過したものは改正後の額のおおむね20%の重課税率を適用するものが平成28年4月1日施行。

固定資産税では、定められた期間内に取得した公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品に対して税の軽減を行うもので、地方税法で定める特例措置の軽減程度を地方団体が自主的に決定できる、わがまち特例をこれら設備や製品に対して導入するとされたことによる改正で、特例率については国の参酌基準を採用するもの、耐震診断を義務づけられた建築物等について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震診断を実施し、耐震改修を実施したものに税の軽減を行うもので、それぞれ平成26年4月1日施行などであります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了として、 全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第31号議案専決処分について、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定についてであります。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されること等に伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、改正内容といたしましては、まず課税限度額について、後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を現行14万円から16万円へ、介護納付金賦課額に係る限度額を現行12万円から14万円に引き上げるもの。

次に、軽減措置について、軽減対象世帯の所得判定基準を改正し、5割軽減では24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯主を含め、2割軽減では被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円にし、それぞれ軽減対象者を拡大するものであります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、 全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第32号議案専決処分について、平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) についてであります。

本件は、平成25年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成25年度の歳入が不足し、この不足額を補塡するため、平成26年度予算において繰上充用する予算6億7,800万円の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年5月27日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、平成24年度と比べ、歳入については国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金が増加し、歳出については保険給付費が約1億7,100万円増加したほか、後期高齢者支援金、介護納付金が増加し、共同事業拠出金、諸支出金が減少したとのことです。

また、朝倉市国民健康保険特別会計の事業勘定を今後どのように整理していくかについ

て説明がありました。それによりますと、国の動きとして、平成29年度から国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体を都道府県とする検討が進められており、それまでに国民健康保険特別会計の事業勘定を健全化させることが重要であることから、市としては国民健康保険税の税率改正及び一般会計からの繰入の2つの方法を組み合わせて取り組んでいきたいと考えているとのことであります。

まず、国民健康保険税の税率改正については、国民健康保険運営協議会へ諮問し、十分な審議をしていただきますが、市民には国民健康保険特別会計の財政状況や医療費の現状を示すことで、その理解を得られるように努めていきたいとのことです。

また、一般会計からの繰入については、十分な協議を行って対応していきたいとのことです。

審査に当たりましては、平成25年度の国民健康保険特別会計の財政状況について、単年度では約1億1,200万円の歳入不足であり、前年度までと比較すれば少額ではあったものの、これは依存財源によるものが大きく、今後安定して続くものではないと考えられることから、改めて国民健康保険特別会計事業勘定の健全化へ向けて整理の進め方を確認しました。

また、被保険者数は減少傾向にあるものの、医療費が増加していることについて、執行 部からは、糖尿病等の生活習慣病改善に向けた事業に取り組み、関係各課連携して、より 一層、医療費の抑制に努めていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、今回の専決処分は国民健康保険制度の運営上、やむを得ないものとするものの、繰上充用を長く続けるべきではなく、今回示された国民健康保険特別会計事業勘定の整理について早急に対応することを要望して、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第34号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について であります。

本件は、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ180万円増額するものであります。

執行部の説明によりますと、特定健診受診者の中から抽出した、将来、糖尿病罹患の可能性がある受診者に、より詳しい血液検査等を実施し、その検査結果に基づき、自覚症状のない対象者を指導することで糖尿病予備群を減少させるための事業を実施するための補正とのことです。

本委員会といたしましては、糖尿病の重症化予防が医療費の削減にもつながることから、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

本件は、保険事業勘定においての債務負担行為補正で、食の自立支援事業委託料について、限度額が変更前の9,562万4,000円から1億3,810万円とするものです。

執行部の説明によりますと、現在、食の自立支援事業委託業務は、調理、電話受け付け 業務と、配達、安否確認業務とをそれぞれ別に契約していますが、平成27年度から市が行っている利用者からの負担金徴収事務を含めて、一連の業務を一括して委託することとしたいとのことであります。

審査に当たりましては、食の自立支援事業については、平成23年度の利用者負担金未納 問題があり、委託内容を変更してきた経過があるが、今回一括して委託することとした理 由について執行部にただしたところであります。

これについては、執行部から、未納問題以降、委託方法を検討し続けてきたが、最終的に契約を一本化するほうが望ましいと結論づけたとのことであります。その利点について、利用者の立場からは、利用者と調理業者がつながり、意見が反映されやすくなること、連絡体制が一本化され、責任ある確実な安否確認ができること、キャンセルの連絡等の利便性が増すことなど、一方、市側でも事務の軽減などが考えられるとのことです。

また、未納問題以前と同じく、利用者からの負担金徴収事務を含めて委託することになるため、同じ問題を起こさないような契約内容とすることを確認しました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、小型特殊自動車の標準税率は、地方税法第444号第1項第2号で規定されていますが、その区分に農耕作業用のものや、その他小型特殊自動車の明確な規定がなく、同条第3項に、第1項の区分によりがたいものは市町村で定めることができるとされており、朝倉市でも区分を設けているとのことです。

税率を定める場合には、1.5倍を超えてはならない、また、他の客体の軽自動車税率と 均衡を失しないようにと規定されていることから、農耕作業用のものは現行1,600円を 2,400円、その他のものは現行4,700円を5,900円としたものです。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、第30号議案における 改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないよう、それぞれの区分に応じて適切な見直し が行われていることから、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

最後に、第39号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてであります。

本件は、児童の入院に係る医療について支給する子ども医療費の対象者を15歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大したいので、この条例を制定しようと するものであります。 現行制度は、小学校就学前までの乳幼児は通院、入院ともに無料で、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の入院について、医療機関ごとに1日500円、月7日を限度、月額3,500円でありますが、この入院について、平成26年8月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする改正です。

本委員会といたしましては、子育て世代にとって医療費は経済的にかなりの負担であり、 その軽減を図るこの改正が子育て支援となることから、その内容を了とし、全員異議なく 原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれまして も、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長(手嶋源五君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) それでは、第30号議案専決処分について、朝倉市税条例等の一部 を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第31号議案専決処分について、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第32号議案専決処分について、平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第34号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議 題とし、計論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決 されました。

次に、第38号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論 を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第36号議案ほか6件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) 第36号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。まず、第36号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてです。

これは資本的収支を900万円増額し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,098万円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66万6,000円と、過年度分損益勘定留保資金2,031万4,000円で補塡しようとするものです。

増額補正の内容は、キリンビール福岡工場への工業用水道送水管等の老朽化が進んでおり、計画的な更新を実施する必要があることから、今年度に基本設計を行い、ルート選定及び概算額を算出するための委託料です。

審査では、送水管の途中に消火栓がある場合もあることなどから、新たなルート選定についての考え方などを確認しました。

回答としては、経費が安くなるように国道、県道をルートからなるべく省き、現在通っている送水管にできるだけ近いルートを考えているとのことでした。

また、地域の消防水利がなくなることがないように、地元や関係部署と十分協議をして 進めていくとのことでした。

さらに、更新後の管については、長寿命化を視野に入れ耐震に対応し、60年以上の使用 に耐えるものを全線で使用するとのことでした。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算(第1号)についてです。

これは資本的支出を7,899万円増額し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,442万3,000円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,418万2,000円と、過年度分損益勘定留保資金1億4,024万1,000円で補塡しようとするものです。

増額補正の内容は、持丸浄水場のろ過池制御盤などの電源ケーブルやろ過池制御盤自体

の老朽化が進んでおり、不慮の事故や故障による稼働停止を防ぐための危機管理及び施設 の長寿命化対策の観点から更新を行うための建設改良費です。

審査では、浄水場の耐震化対策の状況などを確認しました。

回答としては、第1配水池については、補修時に調査を行い、耐震基準を満たしているが、管理棟や浄水池等については調査を行っておらず、補修をしながら長寿命化を図っていくが、重要施設については耐震の調査を行う必要があると考えているとのことでした。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、老朽危険空き家の緊急代行措置について定めるものです。

具体的には、老朽化した建物自体を解体、除去するものではなく、屋根や外壁に落下防止のためのネットを設置するなど、緊急に危険を回避するための措置を行うものです。

執行部の説明によりますと、当初は行政代執行を行うことも検討していたが、結果、本 市の条例は上位法を持たず、行政代執行法の法律の委任に基づく命令、規則及び条例には 当たらないということから、行政代執行には該当しないという判断を行ったとのことでし た。

また、失踪や財産放棄等により同意を得ることができない場合にも、緊急に危険を回避する必要がある場合には、安全代行措置を行うことができるとのことでした。

さらに、第3項にある緊急安全代行措置に要した費用を所有者から徴収することができるという部分については、基本的には費用を徴収するが、失踪者や相続人不在の場合など、徴収が困難な場合があり、また行政代執行法においても、その費用を義務者から徴収することができるとあり、同じような内容になるという経過を踏まえ、同様の表現をしているとのことでした。

審査では、緊急安全代行措置を行うに当たっての流れや、建物が老朽化し、緊急に応急 処置を施す必要がある場合でも、所有者等の同意がとれない場合の対応などを確認しまし た。

また、資料の中で、支払いがない場合は連帯保証人へ請求、または公正証書による差し押さえとある部分については、緊急安全代行措置は事前に同意をとっても差し押さえができないので、他市の事例を参考に、公費を使うからには、公正証書をとって差し押さえができる環境を整えておく必要があると考えているとのことでした。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第45号議案工事請負契約の締結について(市営住宅松の木団地)です。

市営住宅松の木団地建てかえの第2期建築主体工事であり、請負契約額が4億608万円

となることから、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条 例第2条の規定により、議会の議決を求められているものです。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、46号議案財産の処分についてです。

小石原川ダム水源地域整備計画に基づく水没移転者の菩提寺集団移転地集会所の新築工事に伴い、地元の自治公民館として活用してもらうため、地元管理を前提に、地縁団体の菩提寺区会21に無償譲渡するものです。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第48号議案市道路線の廃止についてです。

廃止する路線は、四重町・八日町線、延長153.5メートル、幅員6メートル及び十文字・川原線、延長1,506.4メートル、幅員3メートルから6.7メートルの2路線で、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求められているものです。

本委員会では現地調査を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、第49号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は、四重町・八日町線、延長245メートル、幅員6メートル、十文字・川原線、延長1,480.4メートル、幅員4メートルから10.5メートル及び走下山・篠原2号線、延長245メートル、幅員6メートルの3路線で、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求められているものです。

本委員会では現地調査を行い、工期などを確認して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。何とぞ本会議におかれましても、 本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〇議長(手嶋源五君) 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。13番村上百合子議員。

- **〇13番(村上百合子君)** 40号議案の老朽空き家の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、緊急安全代行措置を行ったときの該当者に対する費用を所有者から徴収することに対して、執行部にいろんな意見を問うたということですけれども、どういう回答をいただいて、これが賛成になったのか、お伺いします。
- ○建設経済常任委員長(中島秀樹君) 済みません、もう1度、お願いします。
- 〇議長(手嶋源五君) 13番村上百合子議員。
- O13番(村上百合子君) 緊急安全代行措置を行ったとき、該当者に対して、その費用を

所有者から徴収することができるということに対して、該当者の方に対する請求が困難な ときの対策を執行部にいろんな質問をしたということを御報告がありましたけれども、ど ういう内容の意見が出て、執行部の回答をいただいたのかということをお聞きいたします。

- 〇議長(手嶋源五君) 建設経済常任委員長。
- **○建設経済常任委員長(中島秀樹君)** 私が報告いたしましたのは、行政代執行法においても費用を義務者から徴収することができるという表現があるということを報告いたしまして、そのような議論は残念ながら、質問は、委員会の中からは出ておりません。
- **〇議長(手嶋源五君)** 13番村上百合子議員。
- **O13番(村上百合子君)** 今、委員長はそういう緊急安全代行措置をする場合、措置を行ったときに、その所有者が見つからなかったり、所有者が費用に対する請求されても支払い能力がなかったときの執行部の対応、どうするのかという意見が出たというような報告ではありませんでしたか。どういう討論というのがされたのかをお伺いします、じゃあこの中で。
- 〇議長(手嶋源五君) 建設経済常任委員長。
- **○建設経済常任委員長(中島秀樹君)** 先ほど申し上げましたように、済みません、そのような報告はしておりません。

議論といたしましては、この委員会の中では、この条例をいつ市民のほうに広報するのかとか、それから誰が通報するのかとか、そういった議論が出ました。

- 〇議長(手嶋源五君) 13番村上百合子議員。
- **O13番(村上百合子君)** では、措置を行った場合の費用に対しては、もう全然そういう費用に対する請求とか、そういうところの質問が全然なかったということでよろしいですか。
- 〇議長(手嶋源五君) 暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

〇議長(手嶋源五君) 再開いたします。

建設経済常任委員長。

- **○建設経済常任委員長(中島秀樹君)** 支払いがない場合は、報告をいたしましたとおり 支払いがない場合は連帯保証人に請求する、もしくは公正証書による差し押さえを行うと いう執行部の説明がございましたので、委員会ではそのような方法があるということを了 承いたしました。
- 〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇)

〇議長(手嶋源五君) それでは、第36号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計補正 予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決 されました。

次に、第37号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題と し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の一部の改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案工事請負契約の締結について(市営松の木団地)を議題とし、討論を 行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案財産の処分について(建物)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決 されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時零分休憩

午前11時10分再開

〇議長(手嶋源五君) 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、総務文教常任委員会に付託していた26請願第1号を議題とし、総務文教常任委員

長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

○総務文教常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました26請願第1号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

26請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に かかわる意見書の提出を求める請願書についてであります。

本請願は、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合 を2分の1に復元すること。

以上2つの事項を求める意見書を、国の関係機関に提出してほしいというものであります。

本委員会といたしましては、審査に当たって、まず教育委員会事務局から教職員定数改善計画など、国や県の動向について説明を受けたところであります。

説明によりますと、毎年開催されております福岡県市町村教育委員会連絡協議会において、教職員定数の改善と学級編制基準の緩和を重点提言事項として福岡県教育委員会に提出されており、また、全国都市教育長協議会定期総会においても、義務教育費国庫負担制度を堅持することなどが決議され、国に対して要望がなされており、請願の趣旨には同意すべきものがあるとのことであります。

本委員会といたしましては、教育は人づくりの根幹であること、あわせて教職員の定数 改善の重要性も強く認識することから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべき ものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、26請願第1号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして報告を終わります。

〇議長(手嶋源五君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇)

〇議長(手嶋源五君) それでは、26請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、26請願第1号は採択とすること に決しました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた26請願第2号を議題とし、環境民生常任委員 長の報告を求めます。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

○環境民生常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました26請願第2号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

26請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書についてであります。

本請願は、1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上2つの事項の実現を求める内容の意見書を、国の関係機関に提出してほしいという ものであります。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、現行の制度等について説明を受けたところであります。現在、ウイルス性肝炎患者に対して国が実施している医療費助成の対象は、一定の抗ウイルス療法に限定されております。そのため、これら治療法に該当しないウイルス性肝硬変、肝がん患者の入院費用等は対象外とされており、患者は高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しています。

また、肝硬変患者に対する身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度、いわゆる障害 者手帳については、医学上の認定基準が極めて厳しいため、生活支援の実効性を発揮して いないと現場の医師からも多くの指摘がなされているとのことであります。

本委員会といたしましては、我が国のウイルス性肝炎については国の責任が明確化されている部分もあり、国の制度の中で助成していくべきであると考え、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれまして も、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、26請願第2号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして報告を終わります。

〇議長(手嶋源五君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

〇議長(手嶋源五君) それでは、26請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、26請願第2号は採択することに 決しました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた26請願第3号を議題とし、建設経済常任委員 長の報告を求めます。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました26請願第3号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

本請願は、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで働くことができる環境を整備することが必要であることから、労働者保護のための規則の整備を図るよう国に対して意見書の提出を求められているものです。

審査に当たっては、執行部から、今の労働者を取り巻く環境や、国の成長戦略について の方向性について説明を受けました。

本委員会としましては、人口減の中で労働者の地位向上、特に派遣労働者や女性の労働 条件の向上が必要であるという視点から、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本 委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、26請願第3号の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○議長(手嶋源五君) 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇)

○議長(手嶋源五君) それでは、26請願第3号労働者保護のための規則の整備を求める 請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、26請願第3号は採択することに 決しました。

次に、第33号議案の審議を行います。

それでは、第33号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題と し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時37分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日市長より議案3件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案1件、環境民生常任委員会より意見書案1件、建設経済常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。

これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

〇市長(森田俊介君) 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第50号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員、

北川茂及び中山裕徳の任期が平成26年5月12日に満了したことに伴い、新たに、井手千章 及び内藤主税を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、第51号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員、 日野佳弘の任期が平成26年7月3日に満了することに伴い、再度、同人を朝倉市公平委員 会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会 の同意を求めるものであります。

最後に、第52号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、石川和子、長野長子及び林みつ子の任期が平成26年9月30日に満了することに伴い、再度、林みつ子を、新たに久保山憲二及び坂本智惠子を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。総務文 教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

○総務文教常任委員長(浅尾静二君) それでは、意見書案第1号につきまして、提出者を代表しまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、先ほど本会議で 採択されました26請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2分の1の復元にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第 であります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇)

〇議長(手嶋源五君) 環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

〇環境民生常任委員長(柴山恭子君) それでは、意見書案第4号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、先ほど本会議で 採択されました26請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願 書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。 何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。 (環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

〇議長(手嶋源五君) 建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

〇建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました意見書案第5号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、先ほど本会議で 採択されました26請願第3号労働者保護のための規則の整備を求める請願書の趣旨に沿い まして提出した次第であります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。 (建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇)

○議長(手嶋源五君) 次に、発議案について、提出者代表の説明を求めます。議会運営 委員長。

(議会運営委員長 桑野博明君登壇)

○議会運営委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました発議案第2号につきまして、 提出者を代表いたしまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案内容について御説明いたします。

朝倉市議会議員定数条例の一部を改正して、議員定数を20人から18人へと2人減じるもので、来年、平成27年4月予定の一般選挙から施行するものとしております。

次に、改正理由の説明の前に、現在の議員定数の経過について改めて説明いたしますと、 市町村合併時の3市町によります朝倉市の議会の議員の定数に関する協議書により22名と 定め、その後、4年前、平成22年6月議会におきまして、議員発議により朝倉市議会議員 定数条例を制定し、2人減じた20人として今日に至っているところであります。

しかしながら、合併後8年が経過し、市議会議員の改選であります選挙を約1年後に控え、朝倉市の人口も合併当初の約6万人から5万6,000人へと減少し、市長等、市職員数も合併当初の572人から489人へと大幅に減少している現状から、朝倉市議会もこれらの減少を踏まえ、議員定数を再度検討すべきではないかということから、昨年から議員定数につきまして検討を始めたものであります。

検討に当たっては、全員協議会において全議員で行うことを確認し、協議を進めたところであります。

協議の内容につきましては、議員を減らすと市民の声が反映されにくくなるのではないか、市の厳しい財政状況を考えると、議会としても行財政健全化の一環として議員定数を 削減すべきではないかといった趣旨の意見が出され、協議を重ねたところであります。

議会の本来の役割は、行政執行機関をチェック、監視機能にあり、同時に市民の要望や民意を的確に市政に反映させるとともに、みずから政策を提案、実現することにあると考

えます。議員定数を削減することにより、市民の声が届きにくくなるのではないかというデメリット、議員人件費の削減により行財政改革に資するというメリットもそれぞれ考えられますが、議会に与えられた審議機能、議決、意思決定機能、執行機関に対する監視機能等の維持、充実を前提としつつ、時代の変化や社会環境の変化を的確に反映した議員定数に改める必要があるとの結論に至りました。

現在の社会情勢や全国的な人口減少に連動し、議員定数は全国的にも削減傾向にあり、 近隣市を初め、県内の多くの市町村においても定数削減が実施されていること、長らく地 方自治法においても人口に応じた議員定数の上限が規定されていたことから、人口の減少 に対応した議員定数の決定も1つの指標として、一定合理的ではないかと考えられること、 議会が監視すべき行政執行機関の人員削減が進んでいる現状、これらの観点から、議員定 数を削減すべきであるという結論に至りました。

その結果、議会は市民の民意を的確に反映し、議員全員が議会に与えられた役割を効率的に果たしていくことに努力すべきであり、議員みずから身を律し、定数削減を行い、さらなる議会改革、議会の活性化、議員の資質向上を図り、議会の役割をさらに充実し、全うする決意から、議員定数を18人に削減しようとするものであります。

なお、この実施時期については、次の選挙からとしています。

以上、提案理由を御説明いたしましたが、皆様におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げて、説明を終わります。

(議会運営委員長 桑野博明君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時49分休憩

午前11時51分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせのとおり同一議題について 3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第50号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑 はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の 1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の 提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第5号労働者保護のための規則の整備を求める意見書の提出についてを 議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号及び発議案第2号については会議規則第35条第2項の規定により、第50号議案、第51号議案及び第52号議案については会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第50号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり同意

されました。

次に、第51号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。 御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり同意 されました。

次に、第52号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。 御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり同意 されました。

次に、意見書案第3号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の 1復元を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり 可決されました。

次に、意見書案第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の 提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番(中島秀樹君) 賛成の立場から討論させていただきます。

ウイルス性の肝炎患者というのは全国にたくさんいらっしゃいまして、患者家族の方に つきましても手厚い制度があれば、大変心強いものだというふうに思っております。ぜひ とも早期の実現を期待いたしまして賛成意見とさせていただきます。

〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。 採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり 可決されました。

次に、意見書案第5号労働者保護のための規則の整備を求める意見書の提出についてを 議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり 可決されました。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、朝倉市選挙管理委員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定によるものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員に、井上毅氏、栗原靜香氏、田中秀喜氏、神保博子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めること に御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名 が朝倉市選挙管理委員に当選されました。

次に、朝倉市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員補充員に、吉田英雄氏、原野満氏、大内田賢氏、平川隆 夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名 が朝倉市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、執行部から発言の取り消しが出ておりますので、発言を許可します。市長。

〇市長(森田俊介君) 去る6月17日の浅尾議員の一般質問における行政経営課長の答弁の中で、一部適当でない発言がありましたので、この発言の取り消しをお願い申し上げます。

○議長(手嶋源五君) ただいま議長から執行部からの発言の取り消しの申し出があって おりますので発言を許可いたしました、つけ加えます。

お諮りいたします。ただいま執行部からありました発言の取り消し申し出について、会議規則第62条の規定により、この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、執行部からの発言の取り消し申 し出を許可することに決しました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。 これにて、平成26年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。 午後12時2分閉会